

第九十二回 帝國議會貴族院 労働基準法案特別委員會議事速記録第四號

(七四)

付託議案

○労働基準法案

昭和二十二年三月二十五日(火曜日) 午前十時五十八分開會

○委員長 桐山一清君 開會致しま

す、昨日迄に逐條的に一應質疑が終つたやうなことでありますけれども、

今日更に一體的或は綜合的の御質問が

ありまするならば、御願ひしたいと思

います、そしてそれが終りますたら、

来れば結構だと、斯う云ふ風に存じて

居る次第でありますから、どうぞ御

質疑を御願ひ致します、御質疑があり

ます、昨日起に逐條的に一應質疑が終つたやうなことでありますけれども、

今日更に一體的或は綜合的の御質問が

ありまするならば、御願ひしたいと思

います、そしてそれが終りますたら、

来れば結構だと、斯う云ふ風に存じて

居る次第でありますから、どうぞ御

質疑を御願ひ致します、御質疑があり

ます、昨日起に逐條的に一應質疑が終つたやうなことでありますけれども、

今日更に一體的或は綜合的の御質問が

ありまするならば、御願ひしたいと思

○渡邊鶴造君 只今迄の政府當局との

質疑を綜合致しますと、本案を立案す

るに當つては、國民労働者の保健醫

療と云ふことに付ては余り關心を拂つ

て居らなかつたやうに見受けられま

す、之に付ては是非特段の御考慮と御

努力を御願ひ致したいと存じて居りま

す、唯希望を申し述べて置きます、私

の質問は終ります

○種田虎雄君 此の前にも御尋ねしま

したが、今度出來ます中央及び地方の

賃金審査會、それと中央及び地方の勞

働委員會、さう云ふ風な關係でござい

ます、殊に此の賃金問題は矢張り争

議の重點になるだらうと思ひますが、

さう云ふ連絡或は關係等に付て餘程う

まく是が運営されないと、動ともする

と權限争ひと云つたやうなことを相成

るのでないだらうか、斯う云ふ風に

氣遣はれるのであります、さう云ふ

點に付てどう云ふ風に御考へであります

まして間違ひのないやうには進めたい

と思つて居ります、大體は法律でそれ

の権限範囲が大、決つて居ります

官廳が中央及び地方の賃金審査會に諸

ぞれの権限範囲が大、決つて居ります

かと云ふ争があつたり、或は最低賃金

から大丈夫だと思ひます、只今私は勞

働基準委員會の積りで申上げました

が、勞働委員會と云ふ御言葉でした

が、若し勞働委員會だと申します

と、それは爭議の調停斡旋、所謂勞調

法或は勞働組合法にありまするのであ

りまするから、多少性質が違つて參り

ます、併し一つの紛議が争議の紛議と

して起る場合と、それから此の法律の

施行上の紛議として起る場合があらう

かと思ひますけれども、向ふの方は所

謂争議の調停を主眼にして居りまする

から、勞働委員會の方は争議の調停以

外は、詰り團結権の保障だけをやつて

解説に屬するかと云ふ問題が起つて來

金に關する限りに於ては是は勞働委員

會の方で扱はないのだ、是は所謂行

政委員會が建議することもあらうと思ひま

す、併し今のやうに争議が起つて、其

の争議の中には最低賃金を幾らにする

かと云ふ争があつたり、或は最低賃金

でなくつても、争議の中の項目として

是位の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

ず、だから總て賃金の争は賃金委員會

に來ると云ふ風に若し私の先程の説明

を御取引になりましたら、それはさうは

勞働委員會の方の権限になると思ひま

す、是の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

ず、だから總て賃金の争は賃金委員會

に來ると云ふ風に若し私の先程の説明

を御取引になりましたら、それはさうは

勞働委員會の方の権限になると思ひま

す、是の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

ず、だから總て賃金の争は賃金委員會

に來ると云ふ風に若し私の先程の説明

を御取引になりましたら、それはさうは

員會が建議することもあらうと思ひま

す、併し今のやうに争議が起つて、其

の争議の中には最低賃金を幾らにする

かと云ふ争があつたり、或は最低賃金

でなくつても、争議の中の項目として

是位の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

ず、だから總て賃金の争は賃金委員會

に來ると云ふ風に若し私の先程の説明

を御取引になりましたら、それはさうは

勞働委員會の方の権限になると思ひま

す、是の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

ず、だから總て賃金の争は賃金委員會

に來ると云ふ風に若し私の先程の説明

を御取引になりましたら、それはさうは

勞働委員會の方の権限になると思ひま

す、是の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

ず、だから總て賃金の争は賃金委員會

に來ると云ふ風に若し私の先程の説明

を御取引になりましたら、それはさうは

勞働委員會の方の権限になると思ひま

す、是の賃金を出せ、いやそれだけ出せ

方で行政官廳の方に交渉して最低賃金

第四部第十二類 勞働基準法案特別委員會議事記録第四號 昭和二十二年三月二十五日 [貴族院]

を變へさせるやうになるのではありますか、最低賃金は最低賃金として行政官廳が決めて居る、併しながら實際問題として生活が出來なければ、其の問題を取上げる會社と組合との間に矢張り調停をする、或は仲裁をする、斯う云つたことになるのでありますか。

○政府委員(吉武惠市君) さう云ふ場合があらうかとは思ひますが、若し政府が必要があると思つて最低賃金を作らなければ、その際に委員會に掛けた場合に、所謂強制力あるものとなつた場合は、是は以下に若し使ふ、之に違反すれば所謂制裁もありますが、それ以上分に付きましては、是は各種の労働條件或は各職場に於ての特殊性もあらうかと思ひます、其の爲に此處の法律の第一條にも念の爲に語つてあります。此の法律が基準を設けると、其の基準が宜いのだ、其の基準を出せば宜いのだと云ふ風になりますのではなくして、會社で政府の求めた最低賃金は幾ら幾らであるけれども、自分の所ではまだ組合の方と協定をして、其の最低賃金より是位上げた所を最低賃金にする云ふことは、是があり得るし構はない、併し會社の方が唯組合が要求したからと言つて直ぐ會社としてもそれを其の儘受取られる場合もあらうし、又ない場合もございません、それは會社の經營なり其の他の事情から出ることでありますし、會社にどうしても出來ないので、要するに云ふ場合は調停と云ふことになるのであります。せうが、さう云ふ時の調停は矢張り勞

働委員會に掛つて来ると思ひます、勞働委員會は其の會社の實情なり何かを見まして、非常に會社の經營が無理だ、非常に經營状態が良くない、それ

に政府が決めて居る最低賃金より以上を要求するのは、それは無理だと言ふ風に實際問題としてなる御考であります。

○種田虎雄君 本法案は勞働組合法及び勞働關係調整法と共に勞働立法の一環を爲すものであります、極めて重大な法案だと思ふります、曩に裁判を下す場合もありませうし、又會社はさう言つて居るが、經理狀態を見ると、經理は必らずしも悪くない、それならば政府が決めた賃金を必らずしも固執しなくて少しは考へたらどうだと云ふ調停になるかも知れませんが、さう云ふ風に此の法律に謂ふ最低賃金と云ふのは國家が是はどうも法律で此處だけの線は引かざるを得ぬと云つた場合に一律的に引く、一律的と申しましても、全國、各職場一律的と云ふ趣旨ぢやございませぬが、特に必要と認めた職業或は地域に付て全般的に決めるので、個々の工場に付てどうはありませんで、さう云ふ風にどうぞ……

○種田虎雄君 只今の御答辯で御趣旨は能く分りましたが、是は適用の上に於きまして、餘程實際の、問題として争ひが起ることが多からうと思ひますので、斯う云ふ點に付ては賛成の意を表すので、斯う云ふ點に付ては賛成の意を表すことは出來ないだらうと云ふやうな議論も一部に出で居るのでありますて、私共も其の點に付ては全般の意を持つて居るのであります、曩に勞働關係調整法の審議に際しましても、他の委員會に於て勞働基準法の制定が極めて必要であると云ふことも言はれて居つたやうな次第でありますて、誠に此の法案は極めて適切なものでありますて、私は本案に對しては賛成の意を表すものでありまするが、唯其の法案の内容を見ますると、我が國の實情から考へまして、歐米其の他の勞働關係に付ての先進國等の立法例、或は實際に照しましても、より以上に我が國の實情に添はぬ位な進歩的な規定も含まれて居るやうに思ふのであります、從つて此の法案を實施致しますに付て厚く御禮を申上げます、尙希望決議の相當考慮を要する點が多々あると思ふのでありまするので、私は此の法案の施行に當つて、政府に對して左の

○種田虎雄君 本法案は勞働組合法及び勞働關係調整法と共に勞働立法の一環を爲すものであります、極めて重

大な法案だと思ふります、曩に裁判を下す場合もありませうし、又會社はさう言つて居るが、經理狀態を見ると、經理は必らずしも悪くない、それ

ならば政府が決めた賃金を必らずしも

固執しなくて少しは考へたらどう

だと云ふ調停になるかも知れませ

んが、さう云ふ風に此の法律に謂ふ最低

賃金と云ふのは國家が是はどうも法律

で此處だけの線は引かざるを得ぬと云

つた場合に一律的に引く、一律的と申

しましても、全國、各職場一律的と云

ふ趣旨ぢやございませぬが、特に必要

と認めた職業或は地域に付て全般的に

決めるので、個々の工場に付てどうは

いませんで、さう云ふ風にどうぞ……

○竹中藤右衛門君 私も只今の種田君

の御意見に賛成致します

○季員長(富山一清君) それでは先づ本法案全部を問題に供しまして採決を

いたいと存じます、御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○季員長(富山一清君) 御異議ないと認めます、本決案は可決になりますて、次いで只今の希望決議に付ての採決を致したいも存じます、希望決議全

て十分考慮致します、それから第二番目の問題は是は命令規則の制定に當りまして、十分知識経験ある御方の意見を聽いて制定する積であります、そ

れから第三の點は取締に付きましては、法律の実施の當初に當りましては、特に指導と云ふことを中心に考へまして、無理のないやうにやる積りであります、それから第四番目の社會保

険及び公的醫療施設に付きましては出

来るだけ法律と並行してやるやうに努めます、そこで本法の運営に當りては徒に取締乃至處罰を旨とすることなく指導幹

事に努め且此の方針を行政の末端に徹底せむること、一、本法の施行と並

行して社會保険及び公的醫療機関の整

理に當りては、當初は困難な問題ではあります

けれども、御蔭を以つて本案の審議を終るこ

とを得ましたことを厚く御禮申上げま

す、有難うございました、是で散會致

します

○竹中藤右衛門君

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○季員長(富山一清君) 御異議ないと認めます、本決案は可決になりますて、次いで只今の希望決議に付ての採

決を致したいも存じます、希望決議全

て十分考慮致します、それから第二番

目の問題は是は命令規則の制定に當りましては、十分知識経験ある御方の意

見を聽いて制定する積であります、そ

れから第三の點は取締に付きましては、

法律の実施の當初に當りましては、特に指導と云ふことを中心に考へ

まして、無理のないやうにやる積りであります、それから第四番目の社會保

険及び公的醫療施設に付きましては出

来るだけ法律と並行してやるやうに努めます、そこで本法の運営に當りては徒に取締乃至處罰を旨とすることなく指導幹

事に努め且此の方針を行政の末端に徹

底せむること、一、本法の施行と並

行して社會保険及び公的醫療機関の整

理に當りては、當初は困難な問題ではあります

けれども、御蔭を以つて本案の審議を終るこ

とを得ましたことを厚く御禮申上げま